

定額減税と給与の 源泉徴収事務への影響

昨年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 6 年度税制改正の大綱」には、1 人あたり 4 万円の定額減税が盛り込まれています。サラリーマンは、今年 6 月以降の給与の源泉徴収から影響します。

定額減税とは

物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、所得税と個人住民税の定額減税が実施されます。具体的には、合計所得金額 1,805 万円以下（給与の年収 2,000 万円以下に相当※）の納税者本人と、日本に住む扶養家族（同一生計配偶者+扶養親族）を対象に、次の金額が特別控除の額として、減税の対象となります。

対象者 1人につき	所得税	個人住民税
	3万円	1万円

例えば、扶養家族が 2 人いる場合には、(3 万円 + 1 万円) × 3 人 (本人 + 扶養家族 2 人) = 12 万円が、所得税と個人住民税をあわせた特別控除の額となります。

定額減税の実施時期等

令和 6 年度税制改正の大綱等に示されている実施時期等は、次のとおりです。

(1) 所得税

	実施時期等
給与 所得者	<ul style="list-style-type: none">令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与含む）から順次実施6月1日より後の入社、異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整で調整令和6年分の年末調整時に、最終調整
公的 年金 受給者	<ul style="list-style-type: none">令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等から順次実施異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告で調整

※ 収入が給与のみの場合（所得金額調整控除適用者は 2,015 万円以下に相当）

参考：財務省「令和 6 年度税制改正の大綱」、「令和 6 年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について（令和 6 年 1 月 19 日）」

事業 所得者 等	令和6年の第1期分予定納税額（7月）から 実施（本人分のみ控除）
	● 控除しきれない部分は第2期分で実施
	● 扶養家族分に係る特別控除の額は、予定納 税額の減額承認申請を行うことで実施可

(2) 個人住民税

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和 6 年度分の納税額が通知等されます。基本的には、これに基づいて納付を行います。

なお、対象となる同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に係る定額減税の実施時期は、上記とは異なり令和 7 年度分での実施予定とされています。

給与に係る源泉徴収事務への影響

(1) 所得税

6 月 1 日において主たる給与等の支払を受ける者が対象です。また、6 月 1 日以後最初の給与等の支払日までに提出された、扶養控除等申告書等の記載情報に基づき特別控除の額を計算します。6 月以降の源泉徴収、特に賞与支払時の控除もれにご注意ください。

(2) 個人住民税

定額減税が適用される令和 6 年度の特別徴収は、例年の 6 月ではなく 1 ヶ月遅い 7 月から翌年 5 月までの 11 回の徴収となります。特別徴収税額の通知が届き次第、準備しましょう。

2024 年 2 月 ～お仕事備忘録～

新しい年度が始まるにあたり、年に 1 回しか行わない業務が多くなる時期です。入社式や事業方針の発表会などのイベントも集中します。準備は早めに取りかかりましょう。

確定申告の税額の延納の届出

所得税等の確定申告分については、2024 年 3 月 15 日まで（振替納税の場合は同年 4 月 23 日）に納付すべき税額の 2 分の 1 以上を納付すれば、残りの税額の納付を同年 5 月 31 日まで延長することができます。延納期間中は年 0.9% の割合で利子税がかかります。

贈与税についても、納期限までに金銭による一時納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、5 年以内の年賦による延納ができます。延納期間中は利子税がかかります。

個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の 3 月 15 日までに提出します。ただし、1 月 16 日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から 2 ヶ月以内の申請となります。

所得税の更正の請求

確定申告をし、その申告期限後に計算の誤り等によって当初の申告税額が過大であった場合については、原則、法定申告期限から 5 年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

退職金の支払い

年度末は退職者が多くなる時期です。退職金を支払う際、所得税を源泉徴収して、原則翌月 10 日までに納めることになっています。退職金には、税負担を軽くする退職所得控除がありますが、この控除を受けるためには「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要です。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎ 専門家がマンツーマンで丁寧に教えます！
◎ 何でも質問 OK です！

日程 2024 年 03 月 22 日(水)

時間 10 時～17 時（受付 9 時 45 分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円（税抜）【定員 5 名様】

*おひとり様追加毎に +5,000 円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*2月2日(金) 2月誕生会

2月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp